

熊本県放課後児童支援員認定資格研修 受講資格別 必要書類一覧

資格番号	受講資格 (基準記載)	受講資格 (簡略記載)	必要書類
①	保育士の資格を有する者	保育士資格保有者	・受講申込書(様式第3号―①) ・登録証、免許状等の写し ・科目免除申請書(様式第3号―②) (※科目免除を希望する場合)
②	社会福祉士の資格を有する者	社会福祉士資格保有者	・受講申込書(様式第3号―①) ・登録証、免許状等の写し ・科目免除申請書(様式第3号―②) (※科目免除を希望する場合)
③	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号))による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(⑨において「高等学校卒業者等」という。)であって、2年以上児童福祉事業に従事した者	高等学校または中等教育学校を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事した者	・受講申込書(様式第3号―①) ・児童福祉事業従事証明書(様式第3号―③) ・高等学校または中等教育学校の卒業証書の写し、もしくは卒業証明書(大学、専門学校等のものは不可)
④	教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する免許状を有する者	教員免許状保有者	・受講申込書(様式第3号―①) ・登録証、免許状等の写し ・科目免除申請書(様式第3号―②) (※科目免除を希望する場合)
⑤	学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号))による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	大学において、社会福祉学等の課程を修めて卒業した者	・受講申込書(様式第3号―①) ・大学の卒業証書の写し、または卒業証明書
⑥	学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者	大学において、社会福祉学等の課程において優秀な成績で単位を取得し、大学院への入学が認められた者	・受講申込書(様式第3号―①) ・大学院への入学が認められたことがわかる書類
⑦	学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	大学院において、社会福祉学等の課程を修めて卒業した者	・受講申込書(様式第3号―①) ・大学院の卒業証書の写し、または卒業証明書
⑧	外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	外国の大学において、社会福祉学等の課程を修めて卒業した者	・受講申込書(様式第3号―①) ・大学の卒業証書の写し、または卒業証明書
⑨	高等学校卒業者等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	高等学校卒業者等であり、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業(放課後子供教室、民間学童やプレイパークなど)に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	・受講申込書(様式第3号―①) ・児童福祉事業従事証明書(様式第3号―③)※従業期間2年以上 ・市町村長が適当と認めた書類(様式第3号―④) ・高等学校または中等教育学校の卒業証書の写し、又は卒業証明書(大学、専門学校等のものは不可)
⑩	五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者	五年以上放課後児童クラブに従事している者	・受講申込書(様式第3号―①) ・児童福祉事業従事証明書(様式第3号―③)※従業期間5年以上 ・市町村長が適当と認めた書類(様式第3号―⑤)